

# 一般廃棄物搬入申請書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

泉北環境整備施設組合 管理者 様

泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例施行規則第3条第1項第1号の規定に基づき、下記事項を確認し、下記のとおり一般廃棄物の搬入を申請します。  
(必ずボールペン等で記入してください。鉛筆での記入は、受付できません。)

<p><b>搬入時間：月曜日～金曜日の12時45分～16時30分</b> (土曜日・日曜日・祝日は搬入できません。)</p>			
申請者	住所	市 町	電話番号
	氏名又は事業所名	⑩	業 種 (事業所の場合)
	ごみの発生場所	(住所と異なる場合のみ記入してください。)	
	搬入車両	いずれかに✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 軽トラ <input type="checkbox"/> トラック (    t車) 車両登録番号 (ナンバー)	
ごみの種類	いずれかに✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 自宅から排出されたもの <input type="checkbox"/> 事業活動によって排出されたもの ごみの種類を具体的に記入してください。(例：たんす、机、書類、生ごみ)		
リユース リサイクル	クリーンセンターでは、搬入されたごみのうち、再利用できるものは可能な限り再利用しています。 リユース・リサイクルの承諾について、同意できない方は✓を付けて下さい。 <input type="checkbox"/> 同意しない。		
備 考	(申請者とごみの搬入者が違う場合は、搬入者の氏名・住所・電話番号を記入してください。)		

以下のことを確認しました。

- 1 別記の搬入許可条件を遵守してください。
- 2 本人確認のため、身分証明書の提示をお願いする場合があります。
- 3 搬入は1日1回です。
- 4 記載内容について相違があった場合や虚偽が判明した場合及び搬入許可条件を満たさない場合には、搬入をお断りします。
- 5 ごみの重量に応じ、条例で定めるごみ処分手数料が必要です。(ごみの計量は、本クリーンセンターの計量機によるものとします。)

泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター  
和泉市舞町87番地 電話0725-41-2030